法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-15

今を生きるということ ： 忌野清志郎・あの戦争・和辻哲郎

SEKIGUCHI, Sumiko / 関口, すみ子

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Review of law and political sciences / 法学志林
(巻 / Volume)
107
(号 / Number)
2
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
36
(発行年 / Year)
2009-09-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00005187

Hosei University Repository

今を生きるということ

――忌野清志郎・あの戦争・和辻哲郎――

関　口　すみ子

忌野清志郎

2009年5月2日，ロックンローラー忌野清志郎（1951-2009）が世を去った。RCサクセションというバンドをつくっていた。このバンドを「RC」と呼ぶ人もいる。

正直に言って，忌野清志郎について書くことがあろうとは思ってもいなかった。有名人でありスターであり（――少なくとも日本のある世代にとっては），音楽という別世界の人であった。だが，考えてみれば，私より数年年上で，ほぼ同時代に，主に日本・日本語圏で生きていたのだから，自分の生きた時代・環境を考える際に，何か関係があるのかもしれないのだ。

私の見るところ，彼はある問題につきあたった。その問題とは，「あの戦争」といわれる問題と，その後始末に関わる問題である。そして，その彼のことが，どうしても書きたいことである以上，畑違いは承知だが，思いきって「清志郎」について書くことにした。(1)

芸術家（アーティスト）としての忌野清志郎については，まずは，その卓越性・パーフォーマンスについて語りたい。80年代のRCサクセションが，舞台上で見せたもの――観客を引き込んでいく応答関係と，それを支える舞台上での息のあった呼応関係。自分が媒体となり，観客を挑発し，興奮させ，そう言ってよければ，発情させたもの。観客を加わらせていく絶妙さ。

様々な壁をトランス（越境）していく，その巧みさ。トランス・ヴェスタイト（transvestite）やトランス・ジェンダー（transgender）――　こうしたカテゴ

Hosei University Repository

リーで呼ばれてよさそうな表現を，そのカテゴリー化の寸前で越えていく。要するに，何でもやっていいのさ，というメッセージであり，爆発である。何でもやっていいんだよ。何をやってもいいのさ。——発電機のように，観客各自の生きる力（energy）を生み出していく（generate）。

同時に，スタンドバイミー（ベン・E・キング[2]）への返し歌（あるいは，それからの連想）と思われる，「君が僕を知ってる」（作詞作曲忌野清志郎，1982年）。

「わかっていてくれる」と唱われる相手は，どうみても，RCの相棒・仲井戸麗市である。何でもやる以上，「わかっていてくれる」相手が必要なのだ。スタンドバイミーの歌の最後は，スタンドバイユー[3]に変わることもあり，仲井戸麗市の側らで歌っている。

「何から何までわかっていてくれる」のが双方向だとしたら，それは「相思相愛のカップル」ととるのに無理はない。

この曲は，ホモエロティシズムさえ，ただよわせる。少なくとも，清志郎はそうしたメッセージを発することを躊躇していない。舞台上でのパーフォーマンスは，そうとっても構わないものとなっている。

だが，実生活では異なるとしたら，これは，演奏という技術上の相性と，音楽という仕事上の相性を表現しているのであろう。つまり，ステージ上の人生で相性がいいということ。そして，友だちである。

さらに，「キモチE」（作詞作曲忌野清志郎，1980年）。

いったい，一番きもちイイ，セックスよりも「きもちイイ」と叫んでいるものは何なのか。

それは，自分の疾走・爆発と，相棒との一致，聴衆の共鳴であろう。

できるかもしれないと思いながらも，だめかもしれないとドキドキ・ワクワクしながら，ぴたりと一致したときの歓び。さらには，思ってもいなかった角度からきて，しかもそれが，ぴたりとはまる瞬間。「息が合う」。

こうした体験は，俳優などの演技者が語ることがある。こうしたことが，人間の心をひくひくさせる。ドキドキ・ワクワクが昂じてくる。人間生活の各所にあるこうした瞬間が，むしろ，「恋愛」や「セックス」のイメージで代表されるこ

Hosei University Repository

とになったのではないかさえと思わせる。

しかも，それがさらに，観客との呼応，応答関係となる。自分が舞台を疾走して，聴衆が共鳴しだして，全体が走り出す。

自分の行為と聴衆が合体する時の歓び――それははたしてどのようなものなのか。それを感じるのは「スター」だけであり，その特権である。そこでは，全能感すら得られるかもしれない。

このように，1980年代のRCサクセションはみごとな達成を示した。

そして，90年代降は，異なる方向を見せる。1991年1月，RCサクセションは解散（無期限活動休止）し，それぞれが自分の方向を探ることになった。RCサクセションの再来は，希求されながらも，未完のプロジェクトで終わった。

だから，1990年代中頃からの日本の状況の中で，「平和」を真正面から訴え，「夢かもしれない」（ジョン・レノンの「イマジン」のカヴァーより）と唱うとき，もし，やれることはそれなりにやったという充足感をもって世を去ったのだとしたら，それをさせた欲求はどこにあったのかを考えてみたい。

思えば，彼の人生は一貫していた。少なくとも，そう見えるほどには。つまり，点と点をつなげば，点線ができるほどには。ロックンローラーとして，そして，「パパ」として生きたのだ。だから，ここでは，彼にそう生きたいと思わせた，その欲望について論じたい。

彼は，戦中・戦後の母の10年間の日記を読んだと語っている。

「十一年前，母親の遺品の中から，戦中，戦後の十年分の日記を見つけた。レイテ島で戦死した夫への思いや軍部への不満。読んで驚いた。それが，反戦や社会批判のメッセージソングを歌い始めるきっかけだった。」(4)

レイテ島で戦死した夫への思いや軍部への不満を含んだ，母がつけていた10年分の日記を読んでしまった――こうした経験をもつ人が他にいるだろうか。おそらく，いないだろう。その意味で，彼は一人になった。

しかも，このフィリピン「レイテ島」決戦こそ，台湾沖航空戦で海軍が大戦果をあげたという誤報を誤信して，日本軍が米軍との決戦の場としてかまえたとい

Hosei University Repository

う，およそ考えられる限り愚かで無残な戦いだった。動員された兵士の97パーセント，およそ8万人が死亡した。うち，東京，千葉，甲府の連隊で編成された陸軍第一師団は，13000人のうち，帰国したのが455人である。[5] 大本営と首相が，事実を国民に知らせず，「レイテは日米の雌雄を決する天王山である」（小磯国昭首相）としてどこまでも続けた結果である。

このインタヴューは，1999年10月25日掲載だから，母の日記を読んだのは1988年と考えられる。

1988年，彼は反戦・反原発の曲が入ったカヴァー・アルバム『カバーズ』をつくった。6月，在籍していた東芝EMIが発売中止を突然発表した。8月6日に発売の予定だったが，別のところから8月15日に出した。それは，運命的なタイミングだった。1988年秋，天皇（裕仁）が重態になり，ついで，天皇の大葬に際しての「自粛」が日本を覆った。

忌野清志郎は，ここからは，基本的には迷いなく，まっすぐ進む。影響力，実効性のなさを開き直りながらも。「いくら歌っても，まったく変わらないですね。聞き手も世の中も。まったく無力です。でも，むなしくはならない。やり続ける。自分の納得するために。それが一番大事ですから。」（同インタヴュー。）

さて，彼にとってのこの方向へ行くことの「当たり前」さは，まわりの人にとっては，たとえ同世代でも「当たり前」のことではない。そのことが身近な人を戸惑わせ，他方，「わかっていてくれる」はずの人が「わかってくれない」ことが，彼を戸惑わせたということもあるいはあったかもしれない。

1999年8月，「国旗国歌法」（国旗及び国歌に関する法律）が，公布・施行された。

忌野清志郎は，「パンク君が代」，すなわち，「君が代」をアレンジしたものを発表した。9月，在籍していたポリドールが難色を示し，「パンク君が代」を収録したアルバム『冬の十字架』が発売中止になった。アルバムは，別のところから出した。

これは推測なのだが，彼は，母の日記を読んだ時，自分がなぜこうなのかがわかったのではないだろうか。つまり，なぜ，ロックンロールをしているのか。な

Hosei University Repository

ぜ，母が倒れた時，自分も倒れてしまうほど，親（母）との関係が密接なのか，なぜ，自分が，「子ども」が持ててうれしかったのか。

だから，孤立感があっても，自分が納得することが大事だった。

それにしても，重圧は厳しかった。

インタヴューでは，「パンク君が代の圧力をかけたのは，ぼくよりちょっと上の，全共闘世代のお兄さんたち。その人たちが，社長とかになっている。」とも語っている。

彼はここで，「全共闘世代」の，少なくともその中の，いわば「勝ち上がり組」のいい加減さを指摘しているのだ。「全共闘世代」と呼び，しかも，自分は入れていないという，じつに細かい年齢計算をしているが，ここでは，彼の直後くらいまでを含めて，およそ「団塊」の世代と呼ぶことにしよう。「全共闘世代」と呼ばれることになる，高校生や大学生の運動[6]は，様々な変革課題を掲げていたが，ベトナム戦争に反対する「戦争反対」「反戦」は共通する方向だった。

「戦争を知らない子どもたち」

「団塊の世代」とは，「戦争を知らない子どもたち」と歌で唱われた世代である。

だが，じつは，団塊の世代は，復員者，または，徴兵されて帰らなかった人々が身内にいる世代である。つまり，生き残った兵士たちの子どもである。少し上には，戻ってこなかった人々の子どもがいる。父は紙一重で生き残った一人であり，おそらく戻らなかった友人知人がいる。つまり，子どもとして，むしろ，子どもだからこそ，「あの戦争」の影響を受けて育った，存在そのものに刻印されているという意味で，当事者だとも言える。それを「知らない」と言うことは，どういうことなのか。

「平和」が唱われながら，そこには語られないものがあった，家庭には，そこはかとなく，暴力の記憶がただよっていた。それは暴発することもあっただろう。あるいは，父の記憶が封印されている時，親が子どもには知らせない時，それは子どもに何らかの影響を与えるだろう。そして，知り合いや友だちの中には，父のいない子が少なからずいた。

Hosei University Repository

したがって，「団塊」の世代とは，あの戦争の，このような意味での当事者であり，かつ，それを自覚していない世代ということになる。つまり，「団塊」の世代[(7)]には，自分自身がよく見えていないということになる。ないしは，自己忘却が起こっていると言っても過言ではないかもしれない。

じつは，「戦争反対」の運動は，かなりの程度，自分の生活や存在のあり方が前提だった。だが，それは，運動の中で，思想として，充分に言葉にされたとは言えない。「戦争反対」，「アジアとの連帯」と叫んでも，自らに目をそむけた・そむけさせられた大半の日本人（と規定された人々）の意識，日本における言説状況を反映していた。

かつてあった戦争は，「侵略戦争」であり，兵士は「侵略者」である，だからこそ今，「(侵略) 戦争反対」なのである。「(侵略戦争の) 兵士」でしかありえない，自分の父の話を聞いてみようとは思わなかった。また，「アジアとの連帯」を叫ぶとき，その「アジア」という言葉は，自分たちを指さない言葉であった[(8)]。この点で，「戦争反対」は叫んでも，思想的に戦中・戦後世代の延長上にある。ごまかしを乗り越えて理想を実現しようとしたが，そこで作り出された言説を乗り越えたとは言えない。帰還兵の子の世代である自らに目を背けたとも言える。

このことは，その少し上の世代の子どもたちが，父が死んだということを，どのように死んだかということを知らないこととも関連している。そう，戦争を「知らない」のである。父や身内を失うという致命的打撃を受けていながら。

子どもたちは，あらかじめの父の喪失を運命づけられていた。大半の人は，それをよくは知らない。死んだと伝えられるだけで，それ以上のことはよくわからない。国は，情報をほとんど知らせなかったし，「戦友」が命がけで持ち帰ってくれるのでもなければ，遺骸（髪など）どころか，遺品も遺物もなかった。国は，箱に向かって弔いをせよと言ったのである。

しかも，敗戦後の文書焼却命令で，資料は消えてしまった。連合軍を前にしての証拠隠滅だったが，同時に，様々な人々の生きた記録が消えて（消されて）しまった。文書が残っていれば，追跡調査が可能だったのであるが，ほとんど消えてしまった。もちろん，こうした文書はそもそもつくらない方がよかった，そん

Hosei University Repository

な事態はそもそも起こさない方がよかったと言えるが，個人の情報を全体として収集しておいて，そのうえ，個人や身内がそれを請求する余地すら消してしまったのである。

文書は，「終戦」後に焼却されたのである。つまり，「終戦」は，来るべき占領軍を前に，文書の大量焼却の命令を出す合図となった（内部ではその前から焼却が始まっていた）。ここで，大量に存在した，人々に関する文書が消滅してまった。それゆえ，痕跡すら残らない。痕跡は消されたのだ。

問いは，あらかじめ封じられていた。問いを封じたのは，戦争の遂行と，さらには，戦後処理に関わった世代，つまり，戦中・戦後世代中の，影響力を持つ層である。(9)

こうして，戦争の当事者である世代の意識が，ぼんやりと，ブラックボックスに入っている限り，大日本帝国は，中心において生きのびたとも言える。動員され，死んだ兵士の子どもは，父がどこでどう生きて死んだのか知らない。恋人や妻は，恋人や夫がどこでどう生きて死んだのか知らない。親は，大事に育てた息子の末路を知らない。「知ら」なければ，責任を問うこともない。そう，「知らせ」なければ，責任を問われることもない。「知らない」ことを知らないとは，つまり，国民（当事者）に「知らせない」というマジックにかかったままだということである。

たしかに，証言する人は少なからず存在した。だが，声はかき消されて，よく聞こえなかった（あるいは，しだいに聞こえなくなった）。聞く耳を持たれなかった（あるいは，しだいに聞かれなくなった）。あるいはまた，すでに，別の声によって代表されてしまっていた。

そして，そもそも，「全共闘世代」（大学生運動の参加者）とは，「団塊」中のエリート集団である。

「全共闘世代」は，エリートであることを「自己否定」しようと（中国の文化大革命時の下放の影響も受けて），その一部は大学をやめるべきかどうかを考えた。だが，父のいない子がはたして大学へ行けたのか，父のいない子がどのように感じているのか，そういうことはあまり考えなかった。「戦争」には反対したが，

Hosei University Repository

自己を形成している「戦争」を見据えなかった。その点で，戦中・戦後世代を越えられたとは言えない。

だが，その戦中・戦後の過程で，自分の気持ちを書き残した女性がいたようだ。そして，何十年も後になって，忌野清志郎は，母という大人の目からこの過程がどう見えていたかを「知った」。彼は，「団塊」の中ではマイノリティであったが，さらに，この日記を読んだ時，一人になった。そして，「戦争を知らない子どもたち」の世代，つまり，「団塊」の世代を突き抜けた。彼が「パパ」として生きることは，パーソナル，あるいは，プライベートでありながら，それ自身政治的なものを含んでいたのだ。

こうしたことは，その内容の重さと，それが容易に共有しがたいという二重の負荷を課す。この，あらかじめの喪失が，代償的ではあれ，あがなわれるのは，つまり，その傷が癒されるのは，父になることによってであろう（さらに言えば，男の子の父になり，親子関係ができることによって)。日々，奪われたもの・喪失したものを取り戻すことによって，元気がわいてくる。国によって父を奪われるという，傷を受けた子が，失ったものを代償的に手に入れて，回復していくのである。彼が，直接この人の子であるわけではないが，母の中に残された，奪われた夫への思い，軍部への怒りを共有することによって，彼が追体験したものは，こうした過程であったのではないだろうか。

あの戦争

団塊の世代が，生き残った兵士やその予備軍の子どもたちの世代だとしたら，兵士の様々な体験を知ることなしには，戦後の日本社会（「日本国」）の性格の，その大きな部分を理解することができないはずだ。だが，これは驚くほど語られていない。概して，「外地」という言葉に使い道がなくなるとともに，そこでの体験は，論点ではないと目されてきた。

ジェンダーでいえば，主に「内地」にいた母たちの体験は多少とも語られることはあっても，「外地」にいた父（そして，母）の体験はほとんど言及されないできた。語ることが避けられた。あるいは，秘匿のメカニズムが働いていた。そ

Hosei University Repository

して，父の体験が語られないということは，母の体験も根本的には語られていない可能性がある。

サイパン，レイテ，フィリピン，オキナワ――そこでの惨状が，とくに，日本国民（の少なくとも一定の層）に，メディアで公然と明らかになったのは，およそ2000年代に入ってからである。『朝日新聞』の記事[10]や，NHK（日本放送協会）が制作した映像がそれにあたる。直接の当事者・関係者の大部分が他界した後になってから，死ぬ前の最後の言葉とも言えるものを当事者から聴きとって，それを放映することによってである。とりわけ，（被害者の他に）現場にいたもう一方当事者，日本軍兵士の声が出てくる。

つまり，日本の戦争・日本軍の戦争がいかなるものであったのか，人類（史）にとっていかなる意味をもつ戦争であるのかが，最終的に明らかになってくるのは，2000年代に入ってからなのである。

体験は，心の中に閉じこめられるか，あるいは，仲間うちだけの話として語り継がれた[11]。現場で何が起こったのか，ごく一部の人々の間でだけ語られ，あるいは，当事者も思い出さなくなる。

それは，ふと思い出す，覚醒にも似た体験。あるいは，苦渋に満ちた声。嗚咽しながら，せりあがる声。つむぎ出される言葉。言葉にならない感情。

一人によって，受けとめられる声。

あるいは，受けとめられることは期待できないまでも，このまま死んでは無になってしまう，それは認めることはできないという思いによって，つむぎだされる言葉。

あるいはまた，ようやく開いて，さらに傷つけられる心。様々な過程を経た沈黙。

生き残って申し訳ない気がする。――それは，トラウマとしての，死んだ「戦友」に対して感じる負い目，「戦友」を見捨てて自分が生き残ったという罪悪感だけではない。なぜ，あなたが生きて帰ってきたのかという，郷土での眼差しとしてもありうる。その時，夢にまで見たふるさとで居場所がないことがわかる。それは，「内地」（日本）で居場所がないということでもある。家族にも話せない。

Hosei University Repository

つまり，「サバルタンは語ることができるか」（G. C. スピヴァク）という意味で，「サバルタン」である。

言葉がないだけではない。他の言葉によってすでに代弁されているので，言葉の居場所がないのだ。

たしかに，「反戦」「戦争反対」の声は高かった。

「戦争責任」追及の声もあった。1990年頃にはこの問題への関心はさらに高まった。

同時に，証言は，ほとんどいつも「外部」からされた。少なくとも，聴く耳はそちらへ向けられていた。

もちろん，その声に意味がないと言いたいわけではない。その声は，ほぼ常に，封じようとする圧力と闘わねばならなかった。証言に対しては，ほぼ常に疑義が投げかけられ，その信憑性が議論の焦点とされた。聴こう，聴いてみよう，ではなく，その信憑性が主な論題とされていくのである。

その上で，ここで俎上にあげたいのは，問題が，ほぼ常に「外部」との関係としてとらえられてきた（「外部」〔たとえば「アジア」〕からの告発をどう受けとめるか等），その構造自体である。

何が欠けているのか。様々な「外部」の残余，すなわち，「内部」からの声である。日本軍内部の，なかでも兵士からの様々な声である。そして，それへの期待，それを聴こうとする耳である。これは，あまりに声にされなかったために，個人のちょっとした記憶の発露さえ，内部告発の様相を呈するほどだ。あまりに長いこと「クローゼット」に入っていたために，自分を表現するのに「カミングアウト」する必要があるほどだ。つまり，その声なしに，現実が，戦後日本が，つくられてきたのである。

証言は，ほとんど常に，「外」から，「遠く」から，されてきた。少なくとも，論点になる程度にまでなる場合には。つまり，ここで言いたいのは，そもそも論点にならない，聞いてくれる相手をもたない，各自の心の中に長い間思いとしてとどまっていたものがあちこちに散らばっているということである。

「外」からの声は，その場にいたもう一方の当事者の声と合わされば，確認も

Hosei University Repository

でき，力にもなる。だが，その当事者の声が聞こえなければ，ウソだと言える余地を残し，そこで封じる可能性ができ，代弁も可能になる。

いや，実際そうだったんですよ。自国の軍隊，自分の国の人に対してさえこうだったんですから。――なぜ，そう言えない（言わせない）のか。それほどまでして隠したいものは何なのか。(12)

兵士たちが出て行った空間とは，いったいどんなものか。

「内地」では，ある時期以降，反対意見・異説がほぼ見えなくなっていた。ほぼ根絶されていただけではない。別の形で代表されていた（つまり，戦後，「転向」として研究されるように，しだいに変化して存在し続けていた）。だから，一見，「自然」「当たり前」のように見えていた。

しかも，そこではジェンダーが作動していた。多くの兵士たちは，戦場を知って行ったわけではない。行き先も知らされずに連れて行かれた。兵士になることは，生まれた時から，男なら「当たり前」である。兵士たることは男（成人の男）の属性，大人の男とは（潜在的・顕在的に）兵士である。

その意味で，教育勅語（1890年）が呼びかける「爾臣民」とは，具体的に言えば男である。それゆえ，「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」へと続いている。『勅語衍義』（井上哲次郎，1891年）では，「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の解釈は，「世ニ愉快ナルコト多キモ真性ノ男子ニアリテハ，国家ノ為メニ死スルヨリ愉快ナルコトナカルベキナリ」という言葉で結ばれている。「国ために喜んで死ぬこと」――これが大日本帝国で男である条件である。そして，ただの男が「男」になるのを支えるのが女の役目だ。

兵士たちは郷土が包み込んで，送り出した。みんなで酒をつぎ，「万歳，万歳」のかけ声とともに送り出した。郷土，つまり，よく組織された村は，唱歌とともになつかしく思い出される，幻想の中に存在する共同体である。郷土から送り出された兵士は，ふるさとを思い，ひたすら行軍する。なんとか生きてふるさとへ戻ろうと。

同時に，村では，古今まれに見るほど情報管理が徹底していた。兵の徴集に際しては，村からあげられる個人情報に基づいて軍が選別する。つづいて軍は，村

Hosei University Repository

からあげられるさらに詳しい個人情報に基づいて，新兵教育をする[13]。つまり，人間を，一個の情報として，その全体（性格・家族関係・人間関係・時には酒の量から借金の額まで）を掌握した上で，「臣民」としての自発的協賛に追い込む。「同胞」を指し示しながら，極限的犠牲・自発的犠牲へと駆り立てる。強制と自発の区別が限りなくつかなくなるこの仕組みを支える基盤は，この，村役場が個人情報を集めて本人とともに軍に送付する情報システムにあると言ってよい。つまり，個人情報の集中による，軍による個々人の掌握である。

城山三郎（作家。1927-2007）は，日本政府が「個人情報保護法案」を提出した（2001年）際，意を決して抗議行動を起こした。そして，役人に会って，「なんでこんなものつくるのか」と問いただしたという。「全国民に網をかけることが必要なんですよ」と役人が答えると，顔色が変わっていたという[14]。城山は，個人情報の集積が呼び起こす欲望と，そこに発動する権力を知っていたのであろう。

現場での惨状をあらわす，証言や映像を見ていると，私自身，言葉がない。気を取り直して考える。そうだ，言葉がないのだ。

少なくとも私は，こんな戦争は見たことがない。自軍兵士の大量死を，一瞬の躊躇もなく，決断する軍と国。他者として「排除」する手間をかけることもない。おそらく，皇国のために命を捧げる義務（「同意」）ある身への「包摂」なのだ。

「超国家主義」であれ何であれ，何か，「超」をつけて表す以外にない，特別なことが起こったように思える。たしかに，特別視してはいけないのかもしれない。他を免責してしまう効果を生ずるという点からも。だが，一般に，近代の延長上とは思えない。繰り返すが，こんな戦争は見たことがない。

いったい，何が起こったのか。まず，起こったことを知る必要がある。生き残った当事者の声を聞く必要がある。それも，あえて言えば，軍隊に組織された当事者の様々な声を。

したがって，それ以前に書かれたものは，それぞれのものにそれぞれの意義があるとしても，情報が決定的に不足していたことになる。一部の人々にはわかっていたのだが，広く知られてはいなかったのだ。

Hosei University Repository

和辻哲郎のハイデガー

和辻哲郎文庫（法政大学図書館所蔵）には，寄贈された，和辻哲郎（1889-1960）の膨大な蔵書が収められている。それを活用して，拙著『国民道徳とジェンダー――福沢諭吉・井上哲次郎・和辻哲郎』（東京大学出版会，2007年）を著した。こうした歴史的な文庫の作成に貢献，尽力された方々に感謝する次第である。[15]

拙著の表紙は，Symbol（象徴）の部分に和辻の書き込みがされた，J. G. フィヒテの『習俗学体系』（1798年）[16]である。より詳しく説明すると，拙著の紙表紙は，該当頁の写真で，ぼかした上で，フォーカスが当てられている。さらに，拙著本体の表紙にも同じ部分が印刷され，「何ものかをSymbolとして確保すること」という和辻の書き込みが見える。拙著で自慢できるとしたら，まず，こうしたアーティスト（デザイナーや写真家）の仕事である。なお，この部分は本文中にも入れてあり，読者が読めるようになっている（図5。以下，拙著より転載。）。

さて，和辻の書き込みを検討することによって，拙著では幾つかのことを明らかにした。

まず，和辻は，「国民道徳論」に反対してきたかのように語られてきた[17]し，自身もそう言明している[18]が，他ならぬ『国民道徳論』という本を，著者の藤井健治郎から進呈されて（図1）大いに書き込みをしており，しかも，その書き込みは，注目すべき点のチェックや疑問点の指摘など，「国民道徳」への相当な関心を示しているのである（図2・図3・図4）。なかでも，天皇は倫理的に謂えば「国民全体の家長」の位であるという箇所は，「国民全体の家長」を丸で囲んでいる（拙著212頁）。

また，和辻は，G. W. F. ヘーゲルの『法哲学要綱』[19]を二冊持っている。グロックナー版全集第七巻（1928年）[20]と，ラッソン編集の哲学文庫版（1930年）[21]である。前者は，緒論と「家族」論前後の二箇所のみに書き込みがあり，後者は，ほとんどのページに書き込みがある。中には疑問や批判が書き込まれている。「家族」論（図6，図7）では，夫婦の愛が中心で，親子関係・兄弟関係が困却さ

Hosei University Repository

れている，「歴史的に統一ある家」を認めておらず，財産相続のみで「家督相続」の観念がない――これが，ヘーゲルの「家族」論に関する主な批判点である（拙著222頁）。

つまり，夫婦の愛が，教育勅語に言うところの「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」の中にしっかりと組み込まれていないところが問題だと見ていると言ってよい。ちなみに，「夫婦相和」の和辻の解釈は，『倫理学』（とくに「人倫的組織」）[22]にある。このように，主著とされる『倫理学』（とくに「人倫的組織」）は，勅語衍義（教育勅語の解釈書）に他ならない（拙著223頁）。

そして，伊藤仁斎の『童子問』[23]への書き込み（図8）を見れば，仁斎と和辻の議論が似ているのは偶然ではなく，和辻が仁斎から基本的発想を取り込んだからに他ならないことがわかる。

つまり，仁斎によれば，人の外に道はなく，道の外に人はない。人と道とは一体である。すなわち，人（人のなかま）とは，役割の集合体であり，それぞれの人は，道（それぞれの役割）の遂行者である。

ここに，『人間の学としての倫理学』の冒頭近くとの類似性を見出すことはたやすい。

和辻は，「人倫」に，「なかま」「人間の共同態」という意味があるとしたうえで，同時に，「人倫」は，人間共同態における「不変なるもの」「きまり」「かた」「秩序」「人々がそこを通り行く道」でもあるとし，そして，「『人倫』という言葉が人間共同態の意味を持ちつつしかも『人間の道』あるいは『道義』の意に用いられる」（⑨9）[24]とまとめている。

言うまでもなく，こうした発想は，和辻より仁斎の方が先にしたものである。しかも，和辻は，そこに注目している。ということは，和辻は，『人間の学としての倫理学』から展開される論理の基本的部分を，なによりもまず，仁斎に負っていると言うべきである（拙著240-242頁）。

こうした蔵書を和辻が残していることからすれば，必ずしも隠していたとは言いきれないのかもしれない。だが，隠したと思われるものがある。「ハイデガー」との関係である。

Hosei University Repository

拙著「あとがき」にも書いたが，この文庫を見た時，二つの驚き，さらに言えば，三つの驚きがあった。

まず，あの和辻哲郎がびっしりと書き込んだ洋書・和書――こんなものが存在していたのかということ。次に，にもかかわらず，この宝庫のような書き込みを使った研究がほとんどないということ[25]。そして，この蔵書には，肝心のハイデガーがないということである。

そう，肝心のハイデガーがない。和辻に関心のある者なら，まず，ハイデガーへの書き込みを見たいところであろうが，ないのである。

蔵書には，カント，ディルタイ，ヘーゲルの著作を始め，びっしりと書き込みされたものが少なくない。にもかかわらず，ハイデガーの著作はわずかに『ドゥンス・スコトゥスのカテゴリー論』一冊[26]しかなく，しかも，それには書き込みがない。あたかも，その意味を考えてみよ，という謎かけのごとくである。

まず，考えられることは，ドイツでハイデガーがナチスへの協力の責任を問われた（占領軍の指令により教職活動を禁止された上で，非ナチ化審査の対象となり，「同調者」と裁定された）のを見て，焼却してしまったということである。戦犯容疑から逃れるための証拠隠滅であるから，語るに落ちた話と言わざるを得ない。

だが，今でもふと夢想することがある。ひょっとしたら，和辻のハイデガーはあるのではないか。ある日，発見され，目覚める時を待っているのではないか。そして，その時こそ，この蔵書には，「目」が入る，その時こそ，和辻哲郎はよみがえる（少なくともそう考える人々がいる）のではないか。ということは，「和辻のハイデガー」の不在（無）にこそ，計り知れない意味があるのだと。

だが，冗談はこのくらいにしておこう。もし和辻のハイデガーがあったら，重大なことが判明するであろう。ハイデガーの「現前」等の思想の，「特攻」のエートス形成に際しての影響である。その際には，読み込み・読みかえ，誤読・曲解もあるかもしれない。

ハイデガーは，『存在と時間』で，人間（「現存在」）を「（世界）内存在」であると規定し，その「時間性」「死の確実性」「共存在」「本来性」「全体性」等につ

Hosei University Repository

いて論じた。

和辻の『倫理学　中巻』(1942年6月刊) で展開される，人が還っていく全体性，全体性への参与，本来性への回帰等の言葉づかいや論理は，ハイデガーを思わせる。少なくとも，ハイデガーをかじったことのある層に，『存在と時間』中の言葉や概念を連想させる。この，連想させるという点が重要である。受けいれている，ドイツの知的権威に連なる気がする。しかも，それを批判しているとなれば，その権威をも乗り越える気がするからである。さらに，それだけではない。いったんハイデガーと格闘してこなれた頭には，じつに「わかりやすい」のである。どこかで見たことのある論理が散りばめられているからだ。勅語の衍義にはうってつけである。

ただし，『倫理学　中巻』には，既定の死（人間は死ぬこと）にいかに対処するかという以上の，死への積極的なふみこみがある。いわば，「死ぬことによって生きる」である。

『倫理学　中巻』の末尾に，彼が戦後差し替えることになる，「義勇」に関する部分がある。

「義勇」といえば，教育勅語にある徳目である。これが，勅語の「義勇」の解釈にあたる。

> 国家は個人にとっては絶対の力であり，その防衛のためには個人の無条件的な献身を要求する。個人は国家への献身において己が究極の全体性に還ることができるのである。従って国家への献身の義務は，己が一切を捧げて国家の主権に奉仕する義務，すなわち忠義であるといわれる。そうしてこの義を遂行する勇気が義勇なのである。命令への絶対服従，全然の没我，それが人間業（わざ）とは思えぬ潑剌たる行動となって現前する，それが義勇である。人はこの義勇においておのれを空じ，全体性に生きるという人間存在の真理を最高度に体験することができる。(⑪434)

国家への無条件の献身という「義」務を遂行する「勇」気が，「義勇」なのだと言う。「命令への絶対服従，全然の没我，それが人間業（わざ）とは思えぬ潑剌たる行動となって現前する，それが義勇である」と言う。これは，いったい何のことを

Hosei University Repository

言っているのか。

大日本帝国憲法と教育勅語体制下，東京帝国大学倫理学担当教授の和辻によって，勅語の「義勇」の意味とはこうだと呈示され，それを受け入れる時，「臣民」（男性）の命は国家の手に入る。つまり，国家は国民の生殺与奪権を手にする。しかも，それは，自発的に差し出すものだとされている。そうしてこそ，「全体性に生きるという人間存在の真理を最高度に体験することができる」のだと和辻が保証しているのだ。つまり，「修身」「倫理学」とは，こうしたエートスを形成する場である。

有限の生を生きる人間（男性）は，国家への義務の遂行を通じて，全体性への回帰を遂げる。――その義務を遂行する勇気（「義勇」）とは，極限的には，特攻として，日にちの決まった死に向かって心の準備をし，非常に困難な特攻攻撃の敢行を最後まで遂行することを指しているとみてよい。つまり，『倫理学　中巻』の結論・目的は，特攻精神ともいうべき，独特のエートスの呈示・形成にある。

和辻が後にあげる「海軍の情報部の平出大佐」（後述。大本営海軍報道部の平出英夫）は，たとえば，1942年3月6日には，真珠湾攻撃での特別攻撃隊の活動をラジオで発表している。このように，海軍には，太平洋戦争に突入するにあたって初めの段階から「特別攻撃」（特攻）への志向があった。

だが，特攻には，操縦する人間の育成が必要である。高度な操縦技術を身につけ，かつ，独特の精神力，特攻精神ともいうべきエートスが形成されていることが必要だ。具体的には，自分の死を受け入れて，その上で，困難な任務を最後まで遂行する精神力である。和辻は，『倫理学　中巻』執筆をはじめとする一連の活動でその要請に応えようとしたと言える。

講演「日本の臣道」（1943年4月[27]）では，次のような，「近頃軍人精神につき海軍の方が説明された言葉」を挙げて，「この言葉は非常に重要な意義を含んでゐると，私は考へます」と述べている（拙著249-250頁）。

> 『大君の御為には喜んで死なう』といふのは軍人精神を体得する初歩の段階である。やがてその体得が深まつて来ると，『敵を倒すまでは決して死んではならぬ』といふ烈々たる戦闘意識を信念的にもつやうになる。これ

Hosei University Repository

が海軍の伝統的精神である。

この言葉を解説して，和辻は次のように言う。

> 大君の御為に身命を捧げるといふ覚悟は，それだけでも立派なものではありますが，しかしまだ自分の身命にこだはつている。……こだはるのはまだ『私』を残した立場である。さういふ『私』をも滅し去つて，ただ任務だけになり切らなくではならない。

そして，こうした，死生を越えた「絶対の境地」はいかにして可能であったかを，武士について考察し，そしてそのうえで，しかし，これはまだ，「封建的な君臣関係」にすぎない，「それを国家に於て実現する」必要がある，「武士の道が更に尊皇の道として鍛へなおされなくてはならない」と説いている。

すでに，山本常朝の『葉隠』が，和辻哲郎・古川哲史校訂で岩波文庫として刊行されている（1940年-1941年）。

和辻は，これを「日本倫理思想史演習」（1943年10月8日，11月19日，12月3日）で使用している（勝部真長『和辻倫理学ノート』〔東京書籍，1979年〕，163-169頁）。その冒頭の発言（勝部真長による再現）は，「十二月一日の諸君の入営までに，この上・下をテキストとして読み上げてみる。」となっており，「テキストは，……餞別として進呈します。」ともある。また，12月3日には，「この間，海軍の情報部の平出大佐の放送に，『海軍の飛行将校の覚悟は，任務を果すまではめったに死なぬ，ということである』といっていたが，これは新しく死の問題を提供するものである。簡単にやすやすと死にたがることこそ，かえって警戒されねばならぬ。」と，「武士道とは死ぬことと見つけたり」に関して述べている。

つまり，1943年という年，彼は，4月の講演と12月のゼミで，海軍の名をあげて，「ただ任務だけになり切らなければならない」（講演），「任務を果すまではめったに死なぬ」（演習）と，任務を果たす死に方を指導したのである（拙著290頁(28)）。

同年9月，学生・生徒の「徴兵猶予」廃止が閣議決定された。10月21日，東京方面では神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会が行われた。隊列をつくって分列行

Hosei University Repository

進をさせ，観客席には，動員された女学生・女生徒がずらりと並んだ。学徒出陣が始まり，学生たちは，「海軍の飛行将校」予備軍の位置におかれたのである。そして和辻は，東京帝国大学で，任務を果たす死に方を指導した。

「死ぬことによって生きる」――これが，「命令への絶対服従・没我」＝自発性という矛盾的テーゼを裏で支える思想である。この思想は，『葉隠』と，おそらく『存在と時間』によって，着想を得，豊富化されたと言ってよいであろう。

かくして，「死にたい（永遠に生きたい）」という欲望を産出する道筋がつけられた。「死ぬ」ことがより念入りに正当化されたのだ。

1944年10月25日のレイテ沖海戦で，特別攻撃隊の編成が海軍の戦術として採用された。神風特攻隊である。これが大損害を与えることができた，大成功であったと評価され，特攻戦術が恒常化する。陸軍も，海軍に負けじとレイテ戦で特攻戦術を採用した。

特攻――それは，「軍神」と称えらえながら，じつは，軍隊内では使い捨ての兵であった。死んでしまう人間に対して，指導者は責任を負わなくてすむ。大義の前にすべてを投げ出して（投げ出させて）いるから，戦術の厳密な計算の必要がない。責任は無限小となり，ついにはゼロとなる。さらに，本人の「志願」を認めたという形式をとることにより，自発的な服従であり強制ではないと言える。命令への絶対服従は，自ら望んだ服従というテーゼに後押しされ，逃げ場のないものとなる。そもそも，「命令への絶対服従・没我」＝自発性と教えこまれてきているのだ。そして，学徒兵が，軍人（職業軍人）の格好の身代わり，消耗品として消えていく。

海軍の場合，その傾向が陸軍よりさらに顕著である。

海軍で，特攻の主力の一翼をになった海軍少尉についてみると，フィリピン・レイテから沖縄までで，判明している特攻戦死者中，現役海軍少尉（海軍兵学校出身者）は420人中2人しかいない，つまり，100%近くが学生出身の予備役である。(29)

陸軍の特攻隊員の場合，全戦死者の中で将校の搭乗員が占める割合は45%だが，その将校の戦死者の71%が学徒兵出身者である。海軍の場合は，将校の搭

Hosei University Repository

乗員の戦死者は全体の32%，その中で学徒兵出身者の占める割合は85%にもなる。(30)

つまり，陸海軍とも，特攻の将校の死亡者は，そのほとんどが学徒兵出身者であり，その傾向は，海軍においてより強い。すなわち，特攻に出されたのは，赤紙で徴集された民間人兵士や学徒兵や少年志願兵であり，軍人（職業軍人）はそれほどいないということである。「志願」という形式はとるが，軍人（職業軍人）で志願する者は，それほどいなかったということである。

他方，学生たちは現場を知らなかった（知らされなかった）。陸軍より海軍の方が良い，陸軍はひどい・海軍の方がまだましだと考えた学生が多かった。だが，じつはこの点では，海軍は，陸軍よりましではなかったのである。

学生であるにせよ，だれにせよ，日にちの決まった死（それも自発的死）というものは耐え難い。待っている間自体が地獄である。まるで，ハイデガーの「現存在」のパロディーだ。

学徒兵の一部は，書物にすがってもんもんとした。だが，書物や，観念が，目前に迫った（命令で決められた）自己の死を耐えられるものにしてくれるだろうか。その多くは，天皇でも国でもなく，身近な人々（恋人・子ども・父母などの家族や，友だち）を守るためにと自分に言い聞かせたようだ。勅語に「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」とあったではないか。せめてそれを読みかえようと。あるいは，笑い飛ばしながら死んでいった人間もいる。事態自体が倒錯なのだ。現実を知って自暴自棄になった学生も多い。支えるイデオロギーが，もはや存在しないのだ。

彼らの残した日記は，どこか死刑囚のそれを思わせる。ただし，死刑囚は，死を待つが，特攻は，死を待つと同時に，自分で自分を死なせねばならない。執行官も兼ねるから，醒めている義務があるのだ。死刑囚には，冤罪や量刑の不当性を争う余地があるが，特攻には，「大義」が重くのしかかる。

じつは，特攻には，飛行機の故障続出などのため，生きて戻ってきた人々が相当数いた。が，陸軍ではそれを兵士や世間に知らせないために，隔離して収容した（陸軍振武寮）。そして，再教育して，再び特攻に出そうとした。担当の少佐

Hosei University Repository

は，残されたインタヴューで，天皇の命令で動く部隊・天皇直結の部隊の下に，特攻（「志願」）を位置づけている[31]。つまり，現場では，特攻は，戦闘部隊を活かすための捨てゴマという位置づけだ。

和辻の書き込みは，その多くが本文への感想や要約であり，付けられた数種類の記号にはおそらくそれぞれに意味がある。本文への強い賛同・賛同・注意点・疑問・否定等がうかがえる。

「原書」への彼の書き込みは，本文との対話・格闘である。それ自体が一つの作業であり，その過程が残されているということである。見ていると，あたかも，腕のいい料理人が材料を吟味して切り分けていく現場を見ているような気がしてくる。さらに，「原書」（材料）への書き込みと，できあがった「作品」（料理）とを比べてみれば，どこをどう切り取って調理して，一つの論理をつくりあげたのかが相当程度わかるはずである。その過程を解明することは，多様な参照項や語学力（当時の日本語の他に，少なくとも漢文とドイツ語。和辻の崩し字の判読）を要求するが，スリリングな作業である。

こうした合体物こそ，近代日本という一つの達成の一側面である。つまり，漢文・儒学，日本儒学（ここへ入る門を開いたのは井上哲次郎である），ドイツ語をはじめとする西洋言語・思想を練り合わせて，新たなものをつくろうとした。そして，学生を教育し，その過程に学生を巻き込んだ。ついには，彼らを学徒兵として，さらには特攻として，送り出した。それを支えるイデオロギーが生み出された場所が，おそらく，和辻のハイデガーへの書き込みである。その意味で，それは，人類史上，歴史な意味をもつと言ってよい。

だが，現状では，和辻が，いつ，どのように，ハイデガーを読んだのかは，論じようがない。和辻は，「自分が風土性の問題を考えはじめたのは，一九二七年の初夏，ベルリンにおいてハイデッガーの『有と時間』を読んだ時である」と書いている（『風土』「序言」，1935年。⑧1）が，このことを確認するすべはない。それを証明するはずのものは，蔵書自身によって秘匿されているからである。

和辻のハイデガーは，ひょっとしたら，いつの日か出てくるのかもしれない。

Hosei University Repository

――その時，忌野清志郎の生き方は，あらためてものを考えさせる契機となるだろう。ガチャガチャ鳴らしたあのロックンロールは，無駄じゃなかったぜ。

忌野清志郎とマイケル・ジャクソン

忌野清志郎と，マイケル・ジャクソン（1958-2009。MJと呼ぶ人もいる）――奇しくも同じ年に世を去った両者は，ある点で似ている。

両者とも，それぞれの国における最大級の問題，それぞれの社会の最大級の問題・亀裂・病に体をはった（あるいは，体をはってしまった）という意味で。

日本の最大級の問題とは，「あの戦争」に関わる対立である。アメリカ合衆国の最大級の問題とは，人種問題である。両問題とも，社会の深い亀裂やその間をぬう錯綜した利害関係と絡み合っている。(32)

両者とも，建国に関わる問題（ここで，日本とは，敗戦後に成立した「日本国」を指す），いわば，歴史上のボタンの掛け違い（と今日考えられるもの）を訂正できなければ，引きずり続ける問題である。

清志郎は，母の日記を読んだ時に，自分を自覚的にその問題と繋いだ。

マイケルは，こう言ってよければ，人種横断的に人を虜にするスターになった時に，この問題の只中に身を置いた。彼の人生すべてが，合衆国最大級の問題である人種問題と様々な形で絡み合っていると言って過言ではないであろう。

その裂け目の上でバランスをとって，スリルを味わうとでも言うような生き方。その後の彼の，バランスを崩したような生き方と，そのあやういバランスをさらに破綻させようとする一部のメディア報道。(33)

こうしたマイケルの人生の振幅の激しさと比べれば，清志郎は，「平和」をも唱うロックンローラーとして，「パパ」として，むしろ，ずいぶん堅気の生き方をしたものだとも言える。「パパ」としての生活が，厳しい仕事を支え続けたとも言えるだろう。だが，80年代のRCサクセションを知る者は，やはり，彼のぶつかった壁の大きさを感じとらざるを得ない。

両者は，また，こうした社会の亀裂と関連した，ジェンダー，セクシュアリティの揺らぎ・揺らしを体現している。(34)

Hosei University Repository

さて，ここで，あえて「(あるいは，体をはってしまった)」と書くのは，「体をはった」そのことが，パーフォーマーとしての大成と齟齬をきたすことはあるのではないかと思うからである。マイケルも清志郎も，条件がよければもっと爆発できたはずだと思うのは私だけではないだろう。

それは，「ファン」を中に含む，「想像の共同体」(――「ネーション」に限らないものとして）への誠実さの証であるとも言える。それにしても，である。リズム，メロディー，パーフォーマンスは，言語共同体をやすやすと越えていく[(35)]のに，なぜ，ここまで言語共同体や国という人々のまとまりの単位に縛られるのだろうか。なぜ，容易に越えることができないのだろうか。

それは，おそらく，グローバルが，内部に対立をかかえた人々のまとまりが，錯綜して繋がりながら形成している，複数の言語共同体や価値観の寄せ集めだから。つまり，ケンカ（戦争を含む）ばかりしているから，付き合うしかない共同性と，他方，かすかに見えるが，まだ実現の見通しがたたないグローバル・コミューニティ。

現時点で，グローバル・コミューニティは，音楽で，瞬間的・部分的に実現されると言えるかもしれない。それは皮肉にも，歌詞の意味がよくわからないからでもある。同時に，音楽を媒介するのは，多くの場合ビッグ・ビジネスである。そして，情報資本主義とでも言うのだろうか，カネとココロを支配したいという人間の欲望は，容易には制御できそうもない。(2009年7月28日記)

(1) 忌野清志郎に関する基本的な情報としては，『Rockin'on Japan 特別号　忌野清志郎 1951–2009』（ロッキング・オン，2009年6月），『忌野清志郎のブルースを捜して』（『別冊宝島』1362号，宝島社，2009年6月）を参照した。

(2) さらに，ジョン・レノンによるカヴァーがある。

(3) I'll stand by you. I wanna stand by you.

(4) 『西日本新聞』1999年10月25日朝刊「時代を語る＝君が代　歌手・忌野清志郎さん　あぶない社会を歌う」。

(5) 『証言記録　兵士たちの戦争②』「第二章　陸軍第一師団」(2009年，日本放送出版協会)。2008年2月28日，NHKBSハイビジョンで放映。

ちなみに，映像を視聴するという形で証言に立ち会うのと，本として読むのとでは，衝撃力が大きく異なる。その理由の一つは，映像では生身の人が立ち現れて語り出すが，本では，読み手の想像力とペースに大部分がゆだねられており，語る人の表情・声等に触れることがないからであろう。

Hosei University Repository

つまり，目で見，耳で聞くという身体的・感覚的部分がないからであろう。

(6)　彼は，1960年代末の大学生運動の影響を直接受けていた高校生の運動，なかでも首都圏のそれ，さらに特定すれば三多摩地域で起こった揺れの近くにはいただろう。同時に，それから一定の距離をとっていた。

(7)　人々を「世代」でくくることには長短があるが，大日本帝国（「内地」，および「外地」の相当部分）において，ある時期以降，徴兵や教育による組織化が徹底し，その政策の変化が直接人々の身の上におよんだ。したがって，（日本国の「本土」における）復員兵士の子どもたちを相当数含む世代として，「団塊の世代」という世代論は有効であると考えられる。

(8)　日本とアジアを二項対立的なものとしてとらえるこうした「アジア」という使い方（別言すれば，日本をアジアと二項対立的なものととらえるこうした「日本」という使い方）には，様々なコンテクストが考えられる。ここで関係するのは，「日本帝国主義対アジア」という二項対立図式である。「アジア」という言葉の使い方は変化しており，近頃では，「アジアと日本」「アジアの中の日本」の両方が併用されている。

(9)　日本において，戦中・戦後の支配層の人間の入れ替えは，比較的乏しい面があると言えるであろう。戦中の指導者で「戦犯」として排除された人は一部分（なんらかの事情から選定された一部分）であり，表明する思想を変えて同じ地位に留まったり，あるいは，しばらく沈黙のあと復活した人が少なくない。その直接の原因は，マッカーサーが，太平洋で目撃した日本軍の特攻・玉砕戦術を恐れ，こうした軍隊との衝突を避けるために，現存の権力構造（上層部とそれに連なる各層指導者）を使って占領統治をしようしたことにあると言えるであろう。

このように社会で影響力のある人が，表明する思想を変えて同様の地位に留まる場合，体制変換に伴う変節と新支配層との共犯という問題が起こる。その点では，普遍的に起こりうることである。その上で，いわば超国家主義から平和主義への転換がたった数日間で行われたという点で，その振幅の激しさと時間の短さからして，史上まれにみる事態が起こったと言ってよいであろう。呆然とする子どもたちを尻目に，教師たちは軍国主義から平和主義へといわば宗旨変えをして，教育を続けた。この時を待ちに待って改革に加わった人も一部存在したが，たんに上からの命令に従って行った，つまり，（これまで同様に）大勢に順応した，勝ち馬に乗った人も少なくなかった。

また，総じて知識人は，昭和期だけでも，流行のマルクス主義から国家主義への転回，さらに，国家主義から民主主義への転回という，二回の転回期を短期間で体験した。流行や大勢に乗って，同じ人間が次から次へと思想・立場を変転させていく例も珍しくない。それぞれの時期にどう対処するのか（どの立場をとるのか――どの「主義」にどの位の距離をとるのか――，受難・隠棲等の覚悟を決めるのか）の選択を迫られた。

丸山眞男「日本の思想」（1957年）のいう「近代日本人の精神的雑居性」とは，こうしたせわしない動きと関連していると見てよいであろう。それは，「日本人の精神状況に本来内在していた雑居的無秩序性」（丸山）というよりも，きわめてまれな事態が生じ，それに巻き込まれた（翻弄され苦しんだ）一知識人の証言の一形態だと言えるであろう。

(10)　証言を集めて構成された『新聞と戦争』（朝日新聞出版，2008年）など。

(11)　世間的には，ある種のあやしさを伴いつつ，時には際物的扱いを受けながら，一部で流通していたと言えるだろう。

(12)　「国」，「日本」とは何か自体が，時期によって異なり，また，大いに議論のある概念であるが，

Hosei University Repository

ここではあえて，「日本」の国民とされた人々（さらに言えば，米軍政下の沖縄等を除く「本土」の人々）に焦点をあてる。つまり，平和「日本」での「日本人」の声の抑圧に焦点をあてる。

(13) 「こうして村人は戦場へ行った～新資料が明かす赤紙配達人の真実～」(2008年8月12日，NHKBSSハイビジョンで放映)。滋賀県の（旧）大郷村役場で，1930年から15年間兵事係をしていた西邑仁平氏が，敗戦後の焼却命令に反して，兵事資料を自宅に持ち帰り密かに保管していた。当時男性は20歳になると徴兵検査を受け，村役場は「壮丁連名簿」を作成して軍へ提出した。そこには様々な個人情報が書かれおり，軍は，この情報に基づいて徴兵する者を選択することができた。さらに，現役兵に決まると，「現役兵身上調査票」が作成され，軍へ報告された。そこには，「性質温順」「酒二合」等のさらに詳しい個人情報が記され，軍はこれを使って新兵教育を行うことができた。軍と村との関係はきわめて緊密である。たとえば，1937年，日中戦争が始まり，8月に陸軍参謀本部が動員令を出してから，本人に召集令状が届くまで，14時間しかかかっていない（陸軍参謀本部→金沢第9師団→敦賀連隊区→虎姫警察署→大郷村役場→本人）。

(14) NHKBS2『あの人からのメッセージ　2007』2007年12月30日放映。吉岡忍（作家）による回想。城山は，17歳で海軍少年兵に志願した。志願したと思ったが，志願ではなかった，志願と思わされた，言論の自由がない状態で強制したと述べている。著書に『大義の末』(1959年）など。

(15) 寄贈書中，和辻の書き込みのある本とその度合いについては浜田義文ほか『和辻哲郎の思想と学問に関する基礎的研究』(法政大学文学部，1993年）を，寄贈書の全体像については『法政大学図書館所蔵和辻哲郎文庫目録』(法政大学図書館，1994年）を，書簡・メモ類については『和辻哲郎文庫断簡資料』(法政大学図書館，1995年）を参照されたい。

(16) Fichte, Johann Gottlieb, *Das System der Sittenlehre nach den Prinzipien der Wissenschaftslehre*, Neu hrsg. v. Frits Medicus, Leipzig, Meiner, 1922.

(17) たとえば，丸山真男は，「一九七四年八月」と記されている「『日本政治思想史研究』英語版への著者序文」において，「一九三〇年代以後」の和辻への言及に続いて，次のように述べている。

けれども和辻自身は最後まで，「国民道徳論」の主唱者にたいするあからさまな敵意を公言していたのである。結局，和辻の観点の中心は大正初期の知識人に典型的な，非政治的又は反政治的な文化（Kultur）概念にあり，そうした文化概念によってとらえた日本の伝統を，一方では，井上及びその亜流の「国民道徳論」にたいし，他方では，思想や教養を階級闘争の函数とみる唯物史観にたいし，対決させ，擁護するのが彼の学問的足跡であったということができよう。

『丸山真男集』第12巻（岩波書店，1996年），83頁。「一九八三年」の項。「『日本政治思想史研究』英語版への著者序文」。(拙著245-246頁)。

(18) 和辻は，『日本倫理思想史』(岩波書店，1952年）で，井上哲次郎を筆頭とする「国民道徳論」を非難して，次のように結んだ。

それが間に合わず，国民道徳論の弊害を防ぎ得なかったことは，まことに遺憾のきわみだといわなくてはならない。(拙著247頁)。

(19) *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 1821.

(20) Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, Sämtliche Werke, Bd. 7, hrsg. v. Hermann Glockner, Stuttgart, Frommann, 1928.

(21) Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, Sämtliche Werke, Bd. VI, Neu hrsg. v. Georg Lasson, Dritte Auflage, Philosophische Bibliothek Band 124a, Leipzig, Meiner, 1930.

Hosei University Repository

(22)『倫理学　中巻』(のちの『倫理学』「第三章　人倫的組織」に相当)。

(23)　和辻の蔵書中には，仁斎の『語孟字義』『童子問』が収録された，『日本倫理彙編　五』「古学派の部（中)」(1902年刊。井上哲次郎が共編者）があり，書き込みがなされている。

(24)　丸数字は，安部能成ほか編『和辻哲郎全集』(岩波書店，1991-92年）の巻数，続く数字は頁数とする。

(25)　管見の限りでは，従来の和辻研究でこの書き込みを本格的に活用しているのは，吉沢伝三郎『和辻哲郎の面目』(筑摩書房，1994年）のみであった。

(26)　Heidegger, Martin, Die Kategorien-und Bedeutungs-Lehre des Duns Scotus, 1916

(27)『日本の臣道・アメリカの国民性』(筑摩書房，1944年)。和辻の葉書によると，この講演は，「目黒」(㉕609）で行われたもの。『和辻哲郎とともに』286頁には，「目黒（海軍大学)」とある。

「アメリカの国民性」(1943年12月）では，アメリカ人の生活はすでに「人倫的意義を喪失」しており，征服は「性癖」となっている。彼らがアジアを制圧しようとすることは，「アジア数億の人間の運命をアメリカ土人のそれと同じく蹂躙し去らうとするにほかならず，明かに非人道的であり，人倫の破壊である。」(同書85頁）としている。

これは，『倫理学　中巻』における，「多くの民族の人倫的組織を崩壊せしめたその国民」，「皮膚の色の相違のゆえに異民族を動物視する国民」(⑪432）と対応している。和辻は同書で，「国家の防衛や戦争の人倫的意義」を説き，「国家は個人にとっては絶対の力であり，その防衛のためには個人の無条件的な献身を要求する。個人は国家への献身において己が究極の全体性に遡ることができるのである。」(⑪434）としている。

なお，四刷（1948年9月刊）で大幅な書き換えを行い，「かかる国家は征服欲とか繁栄欲とかによって行動する点において人倫的組織として国家の本質から逸脱しているのであるが，そういう非人倫的な力によって脅威を受ける限り，それを防ごうとしないのは人倫的な弱さを示すものと言わねばならぬ。従ってまたかかる国家の攻撃に対し防衛の戦争を遂行することも人倫の道である」(⑩618）と，「非人道的な」国家に対する「防衛の戦争」を「人倫の道」と位置づけている。

(28)　なお，和辻の4月の講演（海軍大学校）と比較して，田辺元の5月の講演「死生」(京都帝国大学）を見ると，不正義が横行する国を正すためにこそ身を捨てよと呼びかける点で，田辺の論理が和辻よりもが屈折していることがわかる。

ちなみに，田辺の方がましだったと言いたいわけではない。今のひどい日本を救うことができるのは君たち以外いないという呼びかけは，海軍がリクルートする際に使うフレーズである。(しかも，それがたんなる甘言ではなく，特攻をも含意していたとは学生たちは思っていなかったであろう。）また，マルクス主義の余韻が残っている聴衆（学生）に，打倒ないしは改革の対象であったはずの国家（国体）のために命を投げ出すことを納得させるためには，こうした入り組んだ論理が必要であったであろう。1943年には，京都帝国大学でも東京帝国大学でも，教官の一部が学生に，国のために我が身を捨てることの倫理的価値を説いていた，すなわち，与えられる死を積極的に受け入れる準備をさせていたのである。

また，(注17）にみられるように丸山真男の和辻に対する評価が奇妙なほど高い（――事実誤認すら伴う）のは，自分が乗り越える対象として想定した相手が和辻である（拙著256頁を参照）ことが一因であると見てよいであろう。つまり，もがきながらも和辻の影響から抜け出しておらず，同時に，和辻の一応の評価が自分の抵抗の前提を成す（和辻の断罪は自分の抵抗の前提を覆す）関

Hosei University Repository

係にあるからである。丸山は，「忠誠と反逆」（1960年）で，自ら読みかえた「武士的エートス」を呈示した。彼は和辻を意識していたであろう。

(29) 山口宗之『陸軍と海軍――陸海軍将校史の研究――』（清文堂出版，2000年），222頁。

(30) 吉田裕『アジア・太平洋戦争』（岩波書店，2007年），170頁。山口宗之『陸軍と海軍』，蜷川寿恵『学徒出陣』。

(31) NHKスペシャル「学徒兵」。陸軍振武寮に収容された人々の証言が集められている。

(32) このように，「最大級の問題」を論じようとすることは，ある亀裂を他に対して特権化するリスクを伴い，また，統計的な有意な差でサポートされる必要があるが，そこまではいたっていない。こうしたリスク，不十分さがあるにもかかわらず，あえてここで論じるのは，様々な単位（国など）において，そこにおける利害・感情・認識等の編成・対立の構図は異なっていると思われ，しかも，その中での位置取り，たとえば，そこで「体をはる」ことがどういうことであるかは，外からは容易に見えない，つまり，相互にわかりあえないことがしばしばあるからである。さらには，同一問題を論じていても，言説や社会編成上の位置がそれぞれの場によって異なるために，じつは意味がすれ違っているということが少なくないからである。

日本においては，「あの戦争」問題，合衆国においては人種問題が，人々の感情・歴史（記憶）・利害が複雑に交錯しており，場合によっては，敵をつくりながら結束しうる最大級の契機であるように思われる。別の言い方をすれば，センシティヴな問題，アブナイ問題ということである。

(33) その人生というパーフォーマンスにおいて，黒人が白人にトランス（越境）して何が悪い，人種なんて関係ない（はず）じゃないか，というメッセージを読み取ることは可能であろう。また，そう読み取られたからこそ，大騒動になったと言えるかもしれない。が，少々整形したとみられるその時こそ，人種横断的に人々を虜にした，つまり，熱烈なファンにしたのである。

(34) この点に関してここで考察する余裕はないが，日本に関して言えば，ジェンダー問題は，「あの戦争」問題と深く絡み合っている。「あの戦争」がいまだに精算できない（あるいは，あらためて争点化される）から，あの時のジェンダー規範が否定されない。近年，ジェンダー関連の法案等の動きが起これば，「あの戦争」や「伝統」なるものをめぐる争いにまきこまれ，改革へと進まない。それは，まるで，大日本帝国において，ジェンダーの改革が「国体」とぶつかって逡々として進まなかった時のようである。

(35) ちなみに，「ビリー・ジーン」（作詞作曲マイケル・ジャクソン，1983年）には，歌詞を変えてペプシのCMにしたヴァージョンがある。a whole new generationの登場を祝うもので，この曲の持っているgenerateする力にぴたりとはまる（ペプシをガブ飲みしようという，資本主義との無邪気な結合，および，健康への影響の問題は別にするとして）。原曲からは不安とスリルが，このヴァージョンからは歓びと可能性が伝わってくる。このように，曲（リズム・メロディー）には多様な歌詞が可能である。その意味では固定した言葉を越える。同時に，口笛やうなり声や叫び以上のものを表現しようとしたら，やはり，言語が必要である。

Hosei University Repository

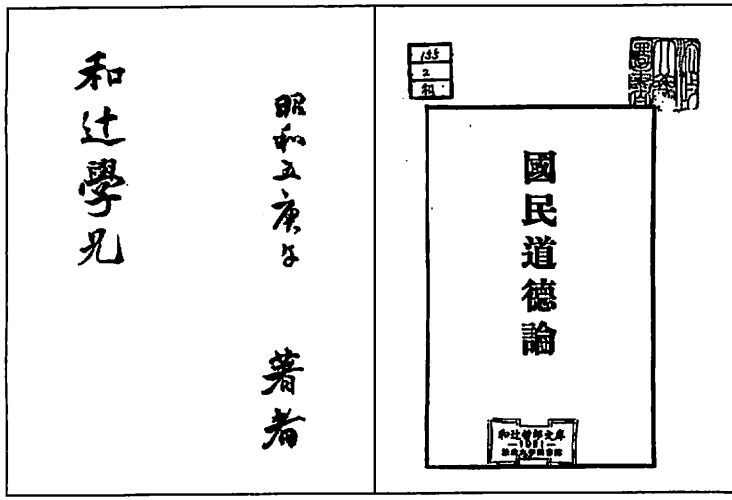

図1　著者から進呈された藤井健治郎『改版　国民道徳論』
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

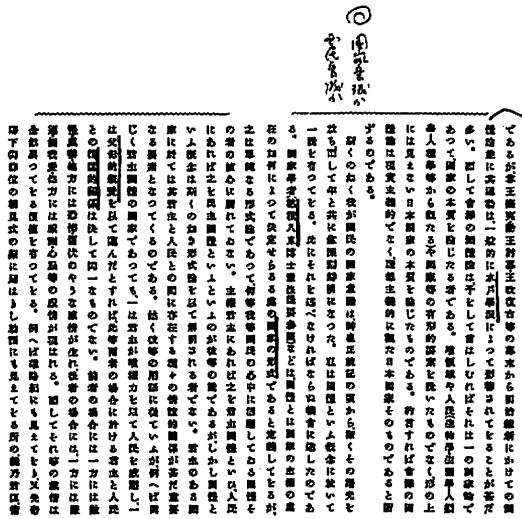

図2　藤井健治郎『改版　国民道徳論』（248-249頁）への和辻の書き込み
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

Hosei University Repository

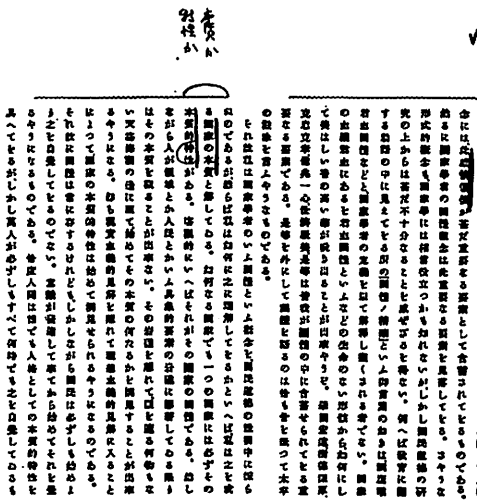

図3 『改版　国民道徳論』（250-251頁）への和辻の書き込み
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

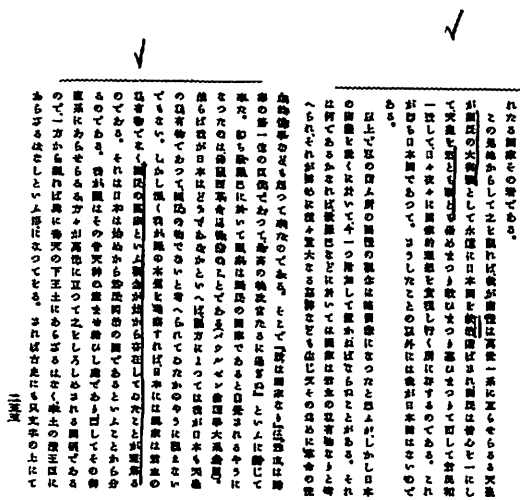

図4 『改版　国民道徳論』（252-253頁）への和辻の書き込み
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

Hosei University Repository

sich ansehen läßt als das Glaubensbekenntnis der Gemeine oder als ihr Symbol.

Es liegt im Begriffe eines solchen Symbols, daß es nicht sehr bestimmt, sondern nur allgemein sei in seiner Darstellung; denn eben über die weiteren Bestimmungen sind die Individuen uneinig. Es liegt aber auch dies darin, da das Symbol für alle, selbst den Ungebildetsten, passen soll, daß es nicht aus abstrakten Sätzen, sondern aus sinnlichen Darstellungen derselben bestehe. Die sinnliche Darstellung ist bloß die Hülle; der Begriff ist das eigentliche Symbolische. Daß gerade diese Darstellung gewählt werden mußte, befahl die Not, weil ohne Vereinigung über irgend etwas keine wechselseitige Mitteilung möglich war; die Menschen aber über etwas anderes nicht vereinigt werden konnten, weil sie noch nicht fähig waren, die Hülle, die der Begriff bei ihnen durch einen Zufall erhalten hatte, von dem Wesen des Begriffs zu unterscheiden: und insofern ist jedes Symbol ein Notsymbol, und jedes wird es bleiben. — Ich mache mich deutlicher durch ein Beispiel. Das Wesentliche jedes möglichen Symbols ist der Satz: es gibt überhaupt etwas Übersinnliches und über alle Natur Erhabenes. Wer dies im Ernste nicht glaubt, kann nicht Mitglied einer Kirche sein: er ist aller Moralität und aller Bildung zur Moralität völlig unfähig. Welches nun dieses Übersinnliche, der wahre heilige und heiligende Geist, die wahre moralische Denkart sei, darüber eben will die Gemeine durch Wechselwirkung sich immermehr bestimmen und vereinigen. Dies ist z. B. auch der Zweck und der Inhalt unseres christlich-kirchlichen Symbols. Nur ist dasselbe, als realisiertes Symbol in der Sinnenwelt, als Glaubensbekenntnis einer wirklichen, sichtbaren Gemeine, entstanden unter Gliedern der jüdischen Nation, die schon vorher ihre eignen Gebräuche, Vorstellungsarten, Bilder hatten. Es war natürlich, daß sie jenen Satz sich unter den ihnen gewöhnlichen Bildern dachten. Es war natürlich, daß sie das Übersinnliche anderen Völkern, die, als Völker — (von ihrem gelehrten Publikum ist nicht die Rede) erst durch sie zum deutlichen Bewußtsein desselben emporgehoben wurden, in keiner anderen Gestalt mitteilen konnten, als in der es ihnen

図5　J. G. フィヒテ『習俗学体系』への和辻の書き込み
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

Hosei University Repository

selbst erschien. Ein anderer Religionsstifter, Muhamed, erteilte demselben Übersinnlichen eine andere seiner Nation angemessenere Form, und er tat wohl daran; wenn nur die Nation seines Glaubens nicht das Unglück betroffen hätte, daß sie aus Mangel eines gelehrten Publikums (wovon zu seiner Zeit) stillgestanden wäre. —

Was sagen nun jene einkleidenden Bilder? Bestimmen sie das Übersinnliche allgemeingültig? Keineswegs; wozu bedürfte es dann einer kirchlichen Verbindung, deren Zweck ja nichts anderes, als die weitere Bestimmung desselben ist? So gewiß diese existiert, und sie existiert, so gewiß als der Mensch endlich, aber perfektibel ist, — so gewiß ist es nicht bestimmt, sondern es soll erst bestimmt werden, und in Ewigkeit hinaus wird es weiter bestimmt werden. Diese Einkleidungen sind sonach lediglich die Weise, auf welche, der Präsumtion nach, die Gemeine gegenwärtig den Satz: es ist ein Übersinnliches, sich ausdrückt. Da ohne eine Übereinstimmung über irgend etwas gar keine Wechselwirkung zur Hervorbringung gemeinschaftlicher Überzeugungen möglich wäre, die letztere aber, als das Bedingte, absolut geboten ist, mithin auch die Bedingung; so ist es absolute Pflicht, etwas, was es auch sei, worüber wenigstens die meisten übereinstimmen, festzusetzen als Symbol, d. h. eine sichtbare Kirchengemeinschaft, so gut man kann, zusammenzubringen. Ich kann ferner auf alle nicht einwirken, ohne von dem, worüber sie einig sind, auszugehen. Aber ich soll auf sie wirken; ich soll mithin von dem, worüber sie einig sind, ausgehen, keineswegs von dem, worüber sie streiten. Dies ist nicht etwa eine Forderung der Klugheit, sondern es ist Gewissenspflicht. So gewiß ich den Zweck will, so gewiß will ich das einzige Mittel. Wer anders handelt, will allerdings nicht den Zweck der Belehrung zur moralischen Bildung; sondern er will etwa nur mit seiner Gelehrsamkeit glänzen, und macht sich zum theoretischen Lehrer, welches doch ganz ein anderes Geschäft ist.

Man bemerke, daß ich sage: ich soll davon ausgehen, als von etwas Vorausgesetztem; keineswegs, ich soll darauf hingehen, als auf etwas zu Begründendes.

637

Hosei University Repository

250　　Dritter Theil. Die Sittlichkeit.　　(VIII, 234)

lich der Erwerb nach Außen, die Sorge für die Bedürfnisse, so wie die Disposition und Verwaltung des Familienvermögens zu. Dieses ist gemeinsames Eigenthum, so daß kein Glied der Familie ein besonderes Eigenthum, jedes aber sein Recht an das Gemeinsame hat. Dieses Recht und jene dem Haupte der Familie zustehende Disposition können aber in Kollision kommen, indem das in der Familie noch Unmittelbare der sittlichen Gesinnung (§. 158) der Besonderung und Zufälligkeit offen ist.

§. 172.

Durch eine Ehe konstituirt sich eine neue Familie, welche ein für sich Selbstständiges gegen die Stämme oder Häuser ist, von denen sie ausgegangen ist; die Verbindung mit solchen hat die natürliche Blutsverwandtschaft zur Grundlage, die neue Familie aber die sittliche Liebe. Das Eigenthum eines Individuums steht daher auch in wesentlichem Zusammenhang mit seinem Eheverhältniß, und nur in entfernterem mit seinem Stamme oder Hause.

Die Ehepakten, wenn in ihnen für die Gütergemeinschaft der Eheleute eine Beschränkung liegt, die Anordnung eines bestehenden Rechtsbeistandes der Frau und dergl., haben insofern den Sinn, gegen den Fall der Trennung der Ehe durch natürlichen Tod, Scheidung und dergl. gerichtet und Sicherungsversuche zu seyn, wodurch den unterschiedenen Gliedern auf solchen Fall ihr Antheil an dem Gemeinsamen erhalten wird.

Zusatz. In vielen Gesetzgebungen ist der weitere Umfang der Familie festgehalten, und dieser wird als das wesentliche Band angesehen, während das andere einer jeden speciellen Familie dagegen geringer erscheint. So ist im älteren römischen Rechte die Frau der laxen Ehe in näherem Verhältniß zu ihren Verwandten, als zu ihren Kindern und zu ihrem Manne, und in den Zeiten des Feudal-Rechts machte die Erhaltung des splendor familiae es

図6　G. W. F. ヘーゲル『法哲学要綱』（グロックナー版）への和辻の書き込み
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

Hosei University Repository

nothwendig, daß nur die männlichen Glieder dazu gerechnet wurden, und daß das Ganze der Familie für die Hauptsache galt, während die neugebildete dagegen verschwand. Trotz dem ist jede neue Familie das Wesentlichere gegen den weiteren Zusammenhang der Blutsverwandtschaft, und Ehegatten und Kinder bilden den eigentlichen Kern, im Gegensatz dessen, was man im gewissen Sinne auch Familie nennt. Das Vermögensverhältniß der Individuen muß daher einen wesentlicheren Zusammenhang mit der Ehe, als mit der weiteren Blutsverwandtschaft haben.

C. Die Erziehung der Kinder und die Auflösung der Familie.

§. 173.

In den Kindern wird die Einheit der Ehe, welche als substantiell nur Innigkeit und Gesinnung, als existirend aber in den beiden Subjekten gesondert ist, als Einheit selbst eine für sich seyende Existenz und Gegenstand, den sie als ihre Liebe, als ihr substantielles Daseyn, lieben. — Der natürlichen Seite nach wird die Voraussetzung unmittelbar vorhandener Personen, — als Eltern, — hier zum Resultate, — ein Fortgang, der sich in den unendlichen Progreß der sich erzeugenden und voraussetzenden Geschlechter verläuft, — die Weise, wie in der endlichen Natürlichkeit der einfache Geist der Penaten seine Existenz als Gattung darstellt.

Ehe の統一は 精神的なもの。 (二人の人格は 一つの精神。)

Zusatz. Zwischen Mann und Frau ist das Verhältniß der Liebe noch nicht objektiv; denn wenn die Empfindung auch die substantielle Einheit ist, so hat diese noch keine Gegenständlichkeit. Eine solche erlangen die Eltern erst in ihren Kindern, in welchen sie das Ganze der Vereinigung vor sich haben. Die Mutter liebt im Kinde den Gatten, dieser darin die Gattin; beide haben in ihm ihre Liebe vor sich. Während im Vermögen die Einheit nur in einer

夫婦の精神は 客観的ではない。

子供は 夫婦の 一つの全体之。

② 母はみれて 来る喜び。 おいしいうれた母の食べかた 真の空か。
一つはみれて みな空すぐ也。 とび みな空すつは、よの文を(ぐら 真のまま) 嫁ぬとすること。
Hegel は 主観の精神 ではなく, 客観の精神 なのだ。

Hosei University Repository

halb des schon natürlich-identischen, sich bekannten und in aller Einzelnheit vertraulichen Kreises, in welchem die Individuen nicht eine sich selbst eigentümliche Persönlichkeit gegeneinander haben, geschlossen werden, sondern aus getrennten Familien und ursprünglich verschiedener Persönlichkeit sich finden. Die Ehe unter Blutsverwandten ist daher dem Begriffe, welchem die Ehe als eine sittliche Handlung der Freiheit, nicht als eine Verbindung unmittelbarer Natürlichkeit und deren Triebe ist, somit auch wahrhafter natürlicher Empfindung zuwider.

Wenn man die Ehe selbst als nicht im Naturrecht, sondern bloß als im natürlichen Geschlechtstrieb gegründet und als einen willkürlichen Vertrag betrachtet, ebenso, wenn man für die Monogamie äußere Gründe sogar aus dem physischen Verhältnisse der Anzahl der Männer und Weiber, ebenso für das Verbot der Ehe unter Blutsverwandten nur dunkele Gefühle angegeben hat: so lag dabei die gewöhnliche Vorstellung von einem Natursustande und einer Natürlichkeit des Rechts, und der Mangel am Begriffe der Vernünftigkeit und Freiheit, zum Grunde.

§ 169.

Die Familie hat als Person ihre äußerliche Realität in einem Eigentum, in dem sie das Dasein ihrer substantiellen Persönlichkeit nur als in einem Vermögen hat.

B. Das Vermögen der Familie.

§ 170.

Die Familie hat nicht nur Eigentum, sondern für sie als allgemeine und fortdauernde Person tritt das Bedürfnis und die Bestimmung eines bleibenden und sicheren Besitzes, eines Vermögens ein. Das im abstrakten Eigentum willkürliche Moment des besonderen Bedürfnisses des bloß Einzelnen und die Eigensucht der Begierde verändert sich hier in die Sorge und den Erwerb für ein Gemeinsames, in ein Sittliches.

Einführung des festen Eigentums erscheint mit Einführung der Ehe in den Sagen von den Stiftungen der Staaten, oder wenigstens eines geselligen gesitteten Lebens, in Verbindung. — Worin übrigens jenes Ver-

図7　G. W. F. ヘーゲル『法哲学要綱』（ラッソン版）への和辻の書き込み
（法政大学大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）

Hosei University Repository

mögen bestehe, und welches die wahrhafte Weise seiner Befestigung sei, ergibt sich in der Sphäre der bürgerlichen Gesellschaft.

§ 171.

Die Familie als rechtliche Person gegen andere hat der Mann als ihr Haupt zu vertreten. Ferner kommt ihm vorzüglich der Erwerb nach außen, die Sorge für die Bedürfnisse, sowie die Disposition und Verwaltung des Familienvermögens zu. Dieses ist gemeinsames Eigentum, so daß kein Glied der Familie ein besonderes Eigentum, jedes aber sein Recht an das Gemeinsame hat. Dieses Recht und jene dem Haupte der Familie zustehende Disposition können aber in Kollision kommen, indem das in der Familie noch Unmittelbare der sittlichen Gesinnung (§ 158) der Besonderung und Zufälligkeit offen ist.

§ 172

Durch eine Ehe konstituiert sich eine neue Familie, welche ein für sich Selbständiges gegen die Stämme oder Häuser ist, von denen sie ausgegangen ist; die Verbindung mit solchen hat die natürliche Blutsverwandtschaft zur Grundlage, die neue Familie aber die sittliche Liebe. Das Eigentum eines Individuums steht daher auch in wesentlichem Zusammenhang mit seinem Eheverhältnis, und nur in entfernterem mit seinem Stamme oder Hause.

Die Ehepakten, (wenn in ihnen für die Gütergemeinschaft der Eheleute eine Beschränkung liegt,) die Anordnung eines bestehenden Rechtsbeistandes der Frau u. dergl., haben insofern den Sinn, gegen den Fall der Trennung der Ehe durch natürlichen Tod, Scheidung u. dergl. gerichtet und Sicherungsversuche zu sein, wodurch den unterschiedenen Gliedern auf solchen Fall ihr Anteil an dem Gemeinsamen erhalten wird.

C. Die Erziehung der Kinder und die Auflösung der Familie.

§ 173.

In den Kindern wird die Einheit der Ehe, (welche als substantiell nur Innigkeit und Gesinnung, als existierend aber in den beiden Subjekten gesondert ist,) als Einheit selbst eine für sich seiende Existenz und Gegen-

Hosei University Repository

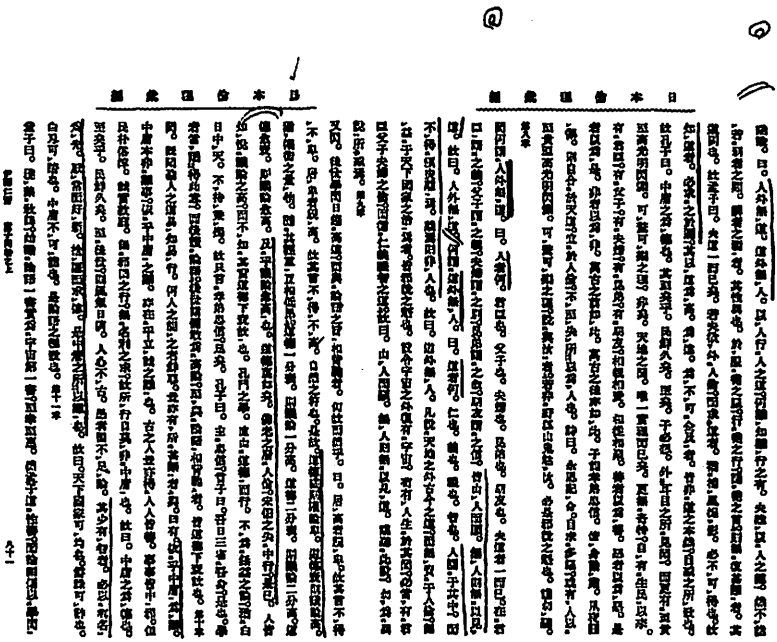

図8　井上哲次郎ほか編『日本倫理彙編　五』
（伊藤仁斎『童子問』）への和辻の書き込み
（法政大学図書館〔和辻哲郎文庫〕蔵）